

令和元年度 第7回福生市子ども・子育て審議会

日 時：令和元年10月31日（木）
午後2時から
場 所：福生市役所第一棟4階庁議室

1 開 会

事務局(部長)：それでは、お揃いですので始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しいなか本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたのでただいまから令和元年度第7回福生市子ども子育て審議会を開会させていただきます。なお今後の進行につきましては会長ご挨拶・事務局の説明・委員の皆様のご発言などすべて着座にて進行させていただきます。それでは始めに本日の資料のご確認をお願い致します。事前配布資料といたしまして資料の1 令和元年度第6回子ども子育て審議会会議録 15 ページまであります。資料の2 としまして第2期子ども子育て支援事業計画の素案こちらは 33 ページまでありますがさらにこれは修正があります。本日配布資料といたしまして子ども子育て支援事業次第 A4 方の事前に配布しております分厚い素案の方の修正版左上の方に修正版とあります資料の3 としまして福生市子育て支援事業計画の主な変更箇所についてということ一枚両面のものそれと資料4 で量見込みと確保策の修正についてということ A4 一枚の両面のものです。こちらについては机上に配布しておりますお手元にございますかお揃いでないようでしたら挙手いただければこちらからお持ちいたします。ここで本日の委員の皆様のご欠席についてご報告させていただきます。林委員、木村委員、神山委員、山田委員より欠席のご連絡をいただいております。続きまして佐々会長の方からご挨拶お願い致します。

2 会長挨拶

佐々会長：子育て支援事業計画も詰めの段階に入っておりまして、皆様方の忌憚のないご意見を頂きながら後はきちんとしたものに仕上げていくという重要な時期になっております。大きな考え方そのものも子どもの側からすると胎生期

から 18 歳ぐらいまでということでの考え方を示して第一期計画にはなかったような考え方の中で組んでおられて量の見込みはと言うと大変なご苦勞を今重ねておられるところだと思います今日の日とその次の日までが相当大変ということだと思いますので皆様方の説明を聞きながら出していただければと思いますどうぞよろしくお願いします。

事務局（子ども育成課長）：はいありがとうございます。いよいよ佳境に入っていくということで、だいぶ先が見えてきております。大詰めとなっておりますのでよろしくお願いいたしますそれではこれより議事に入らせていただきます議事進行につきましては佐々会長の方よりよろしくお願いいたします。

佐々会長：それでは本日の議題に入らせていただきます。まず議題 1 令和元年度第 6 回子ども子育て審議会会議録について事務局より説明をお願いします。

3 議 題

(1) 令和元年度第 6 回子ども・子育て審議会会議録について

事務局（子ども育成課係長）：それでは議題 1 令和元年度第 6 回福生市子ども子育て審議会会議録についてご説明いたします資料の 1 をお願いいたします。前回令和元年 10 月 1 日に行われました子ども子育て審議会の会議録でございます。審議会終了後は今お配りしているものはお名前が入っている状態なのですがもお名前を伏せホームページで公開する予定になっております。なおこちらの資料につきましては修正がございましたら 11 月 7 日木曜日までに事務局までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。私からは以上です。

佐々会長：ご質問は大丈夫でしょうか。点検をいただきましてもし何かあれば 11 月 7 日までということですのでよろしくお願いいたします。特にないようですので議題の 2 福生市子ども子育て支援事業計画第 2 期素案について事務局説明をお願いします。

(2) 福生市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）素案について

事務局（子ども育成係長）：それでは議題 2 福生市子ども子育て支援事業計画第 2 期素案について説明をいたします。資料の 2 をお願いいたします。本配布いたしました修正版の方をお願いいたします。こちらの子ども子育て支援事業計画

第2期素案につきましては前回の審議会で検討中とさせていただいた箇所につきましては追記いたしましたように庁内各担当課調査いたしました中で意見とありましたのでそういった意見を踏まえまして修正を行っております。主な変更につきましてはこれからご説明をさせていただきますが資料3に沿ってご説明をさせていただきます。資料の2と資料の3を合わせてご覧いただければと思います。まず5ページ第1章1(2)国の動向のところでございますけれども最後の所に子ども子育て支援法の一部を改正する法律を追加いたしました。こちらの内容につきましては幼稚園保育園等の無償化の内容が示されておるものでございます。続きまして10ページから25ページまでになります第2章1の福生市の就学児児童を取り巻く環境というところになるのですけれどもこちらご意見等頂きまして各種統計等の追加、福生市の保育サービスについて現場の追加について統計やグラフを追加する予定となっております。追加予定の統計等につきましては11ページの一番上のところに付箋で年齢3区分別人口構成の推移を追加というような形で追加予定の図表の説明を加えさせていただいております。こちら追加した物につきましては次回の審議会でお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。続いて61ページ第4章施策の展開の部分になります。61ページから100ページとさせて頂いておりますが施策の展開全体的なところなのですがすけれどもこれまでを示していた施策の展開では各事業の掲載順を組織順に並べて掲載をしておりました今回妊娠出産、子育て子どもで子どものライフステージの順に並べ替えてもらいまして並べ替えを行っております。資料の3、73ページ基本目標の2施策の方向2基本施策1幼稚園保育所小学校の連携の部分でこちらは主担当課に教育指導課を追加致しております。続いて75ページの基本目標の3施策の方向1基本施策1の「学力の向上豊かな心や健やかな体の育成」の部分に「体の健康への理解」を追加いたしております。こちらは小学校へ出向きまして骨粗鬆症予防の健康教室を開催し学童クラブの方にも健康教室ということで出向いての教室を行っているというところで追加をさせていただいております。続いて75ページ基本目標3施策の方向1基本施策1学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成のところでは不登校対策事業新規事業の事業概要を追加しております。こちらが前回の審議会で空欄とさせて頂いたところになっております事業概要を追加したところでございます。続いて79ページお願い致します。基本目標3施策の方向2子どもの放課後の居場所づくりの部分になります。成果指標についてですけれども成果指標の2ふっさっ子の広場についてですが前回はふっさっ子の広場の児童登録率を新語としてあげさせて頂いております。現在ふっさっ子の広場の児童登録物90%以上というところでほとんどの児童が登録をしている状況となっております。広場につきまして広く認知され

利用できる状態にあると判断いたしまして今後は質の面からふっさつ子の広場のサポーター参加人数に変更させて頂いております。続いて同じく 79 ページ子どもの居場所づくりというところで一体型放課後対策事業新規事業の事業概要を追加しております。こちらも前回空欄の部分であったところを追加しているのをごさいます。次に 80 ページをお願い致します。同じく子どもの居場所づくりどういたしまして子ども食堂のあり方の検討の事業概要を追加いたしておりますこちらも前回空欄とさせて頂いておるところでございます。続いて 81 ページをお願いいたします。基本目標の施策の方向 1 特別な配慮が必要な子ども若者や家庭への支援を成果指標の部分でございます。成果指標につきましては前回の審議会でもご指摘を受けて今回子ども家庭支援センターにおける新規の虐待相談件数とさせて頂いております。方向性は減少とさせて頂きました。同じく 81 ページの基本施策 1 児童虐待防止対策の充実の部分でございます。子育て世代包括支援センターを体系として追加を致しました。資料 3 の 85 ページをお願いします。基本目標 4 施策の方向 2 基本施策 2 の障害児施策の充実の 1 新規事業としてテレビ電話、手話通訳サービスを追加しております。続いて 88 ページお願い致します基本目標 4 施策の方向 2 基本施策 3 の特に配慮が必要な子ども若者への支援の部分なのですが、これまで一つの事業として子どもの貧困対策というようにあげさせていただいたところのございます。その際の事業概要は空欄とさせて頂いていたのですけれども今回記載の方法と致しましては子どもの貧困対策と記載させていただきましてそれに該当する具体的な事業を枝番で伝えさせて頂いております。その下は具体的な事業について事業概要を追加しているものをごさいます。92 ページをお願いいたします。92 ページは基本目標 5 施策の方向 1 基本施策 2 のひとり親家庭の自立支援の推進のところですが、成果指標につきましてはですけれども前回検討中ということでさせていただきましたがひとり親家庭就労支援事業の実施状況と指標をさせていただきまして方向性は増加とさせて頂いております。次に 99 ページをお願いいたします基本目標 6 施策の方向 2 子育てを支援する生活環境の充実の部分でございます。こちらの成果指標の変更についてですけれども前回の審議官のサインもご意見を届いたところのごさいます。今回は住宅マスタープランシニアアンケート調査結果で挙げられております住宅や住環境の子育てしやすいと感じる割合といたしまして方向性は増加とさせて頂いております。次に量の見込みと確保策の第 5 章の変更点についてご説明させていただきます。65 ページをお願いいたします。65 ページの量の見込みの利用者資本企業の見込みのものがあるのですけれども一番下の今後の方向性につきましては前回の審議会での素案ですと特定型の方向性のみとなっておりましたが母子保健型、子育て世代包括支援センターで実施している母子保健型の利用

者支援事業の今後の方向性を追加しているものでございます。続いて125ページの量の見込みと確保策保育所、ファミリーサポートセンターの一時預かり事業量の見込みと確保策の修正が127ページのファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保策の修正128ページの妊婦検診の量の見込みと確保策につきましては資料の4を使ってご説明をさせていただきます。まずこの3事業につきましては今回量の見込みと確保策につきまして現状と比較しまして解離があるということで修正をさせて頂いております。まず一点目保育所ファミリーサポートセンターにおける一時預かり事業につきましては前回修正前かなり大きな数字になっておりまして現状と離れているという言葉がございまして3歳以上の定期的な教育保育事業利用者を除いて算出させていただきました。修正後の数値につきましてはご覧の通りとなっております。続いてファミリーサポートセンター事業です。こちらは就学児のファミリーサポートセンターの利用についての量の見込みと確保策となっております。前回審議会でお知らせいただきました資料ではまず量の見込みも内訳が就学前児童、小学生となっておりますのでこちらを就学児低学年と高学年に修正させて頂いております。また周知につきましても実情と比較してかなり大きな数字が入っているということで日常的に親族に見てもらえるとの回答を除くとともに高学年の利用件数につきましては週に一回として算出した数値を修正後の量の見込みとさせて頂いております。続いては妊婦健康診査事業についてとなっております。こちらでも前回の審議会では検討させていただいておるところでございませぬ。前回の審議会では出生数を見込み量とさせて頂いておりましたがこれまでもの実績から妊娠届出数の方が多くなっているとの差異があることから出現率を出させていただきました。過去5年の平均で出現率を計算しそれに基づきまして令和2年度以降の出産を見込みに乗じて算出させていただきました。健診回数につきましては14回検診の14回を乗じて算出しております。量の見込みと確保策についての説明は以上となります。

佐々会長：ありがとうございます。前回の会議の時に次回に報告していきますというこの項目がかなりありましたけれどもそれらも含めて第1回の詳細のところを検討していただき今の変更箇所についてというところで一部説明いただけなかったところがありますけれども資料の3について説明していただきました。前もって私たちが貰っていた資料と今回修正版とでかなり違うところです。今違うということで行くとすぐ様はすべて受け止めるのは説明を伺った限りではよく了解できるということなのですけれども今のご説明のところから質問がございましたら先に伺いたいと思います。

佐々会長：一つよろしいでしょうか。81 ページのことなのですけれども児童虐待の方なのですけれども、50 件が減少とするとありますが児童虐待に関しては住民の方々などを含めて「あの子はいつも泣き叫んでいる」とかそういうようなことで住民の方々がお気づきになった場合には通告をすると国民全てが義務を持っているということがあるのですが新規の相談件数として 50 件あったということですが、ひどく虐待に対する感度と言うのですか住民の方々が気づいて通告をすることがあった場合に通告をしてそれがすぐ相談件数になるかどうか分からないのですけれどもその辺の所の兼ね合いで行くと相談件数自体が減るってということを見込んでいくことで減少ということは意味としてわかるのですけれどもきちんと通告に対して丁寧に見て行ってその人がその子どもが加害側になっている人が誰かによって違うかもしれませんがけれども虐待がより悲惨な状況にならないようにきちんと対応するということを記載した方が良いのではないかと思うのですけれどもそうすると減少となっているのですが相談件数自体が減るようになると絞り込んでしまうような気もしないわけではないので通告されたものに対して一事例ずつ丁寧に応答していただいて大変な状況にならないようにその後の相談活動やしかるべきところにきちんと対応していただけるような措置をきちんととりますよと言う言葉なのだろうと思うのですけれどもそれは増加とか減少とかじゃないような気がするのでその辺他の部署の書いていくものと内容的に違うのでその辺の言葉を選んで考えて頂いた方がいいのかなというような気がするのですがどうでしょうか。

事務局：通告に関しては広くそう言ったやり方があるということを理解していただいて増減というよりは方法があるということを理解していただくことが重要といったところがございます。こちらの 50 件というのはケースにすることが必要な場合ということで解釈をしているところですのでけれどもこの表だけだと分かりにくいということがあります。

佐々会長：事例として上がってきた物を対応することを減らしていくみたいに読めてしまいます。その辺のところの受け取り方を間違えてしまうと出てきたものを無視してしまうという結果にもなりかねないような気がします。

事務局：他の自治会ですとか、このあたりどういった目標を立てているのかなというところで調べてみたところ、虐待で亡くなってしまったお子さんがいらした自治体ですとかはそれが 1 として実績としてあるわけなのでそれを絶対に 0 にするだという目標を立てる。といったこともございます。福生ではちょっとな

かなか馴染まないかなというように思っているところでもあります。問い合わせ入れておりますので確認できちんとしたお答えをさせて頂ければと思います。

佐々会長：今すぐでなくていいのですけれども要するにそういうことに対して件数を減らす方向に行くとかでなくてどういうことが出てきてもその子の悲惨な状況にならないようにすることと思います。ですから増減だけでは言えない部分少し馴染まない部分です。死亡事故を起こさないというのではなくて瀕死の重傷でもいろんな一時預かりなどでも過去にファミリーサポートセンターで八尾の方の事件ですけれども4ヶ月のお子さんを初めてファミサポに預けたその時に泣き叫んでいる子どもを柔らかい布団にうつ伏せにしておいてその後いなくなったということで4年間ですかついこの間亡くなっています。そういうような子どもさんの場合なんか安全に注意するっていうだけになっていることだと浮かんでこないということになりますので少しこの事例は違いますけれども、虐待死は0にするとかは当然そうだと思うのですけれども0にするっていうことだけでは問題は解決しないということなので少しその辺の表現方はお考えいただいた方がいいのかなと思います。ここのところに何か印をつけながら下に言葉を添えるとかそういうような表記上の実際にどう取り組みたいのかという内容が分かり目標値というかそのことを掲げられていれば納得はできるかなというような気がするのですけれども。他とは意味合いが違うような気がします。

事務局：今回先ほどの変更箇所を表の中であげさせていただいているところではございますが今のところ。

佐々会長：取り組む姿勢とかそういうところに対して異論はありませんが、そのようにすると気になりましたので少し検討していただいて多いとか少ないとかでなくて少し文言を付け足すとか印をつけるということであっても別に構わないのではないかという気がしましたので発言しました。すみません私が先に言ってしまいました。他にお気づきの点はございませんか。今日改めて修正版を頂いたのは今日改めて見ているという感じですので本日の目標値をどこまで合意をいただければよろしいのかというのともう1回あります、11月の11日に多分そこまでが私たちの役割として大事な要素だと思うのですけれども棲み分けと言うのですかその辺のことについて教えて頂ければその後どうしたらいいのかということが分かると思うのですけれども。

事務局：今後のスケジュールですが素案につきましては前回の第6回から計算させて頂いて今日が2回目でございますこちらの予定と致しましては今日お示しさせて頂いた素案で内容を固めたいというように考えていたのが当初の予定でございます。ただ恥ずかしながら委員の皆さんにも資料を送らせていただいたのですけれどもそこからまだ見直さなければいけないところが出てきているところが現状でございます。第4章・第5章このあたりがだいぶ事業内容があがりまして、担当の方にもかなりいい意見をいただいております。2章なのですけれども事業の根拠となる数値のデータですとかアンケート結果の分析ですとかということ載せてはいるのですが、そういった現状があるが上にこういった事業に繋がっているのだといった流れをうまくまとめるような最後の詰めのところをもう少しさせて頂きたいというように考えております。例えば表ですとか人口の分析ですとかそういった所も今回年齢層を拡大している関係で第1期と比べてもう少しそこを載せた方がいいのではないかとそういった気づきもございましたのでそういった所を修正いたしまして次回11月11日にこの後ご案内させて頂くのですがその審議会には必ず、今回でそこまでできている所をやらなければいけなかったのですが大変ご迷惑をおかけいたしましてそちらの方までにまとめさせて頂きましてその後11月に庁内の会議、12月に市議会の方になります。1月に市民の方にパブリックコメントということで3月の完成まで向けたスケジュールを行っていきたくと考えております。突然の変更部分がありますが前回宿題としていただいた部分や今日お渡ししました資料の3の方で明らかにさせて頂いておりますのでそういったことをご覧いただいてご意見がありましたら頂ければと考えております。

佐々会長：ありがとうございます。いま修正箇所について資料3をもとにしながら説明して頂いたことの部分だけでも全体の中での「もう少し分かりやすく」とか配置ですね置き方ですかそういうようなことについてもだいぶ違って来たということは了解できるのですけれども今すぐそれを言われた事の部分についてはそうやってきたのだと対象の子どもが違う、今回第2期に関しては1期の所ではなかった考え方そのものです。元々は200近い事業を持っていたうえで新たに対象となるお母さまからすると妊娠期から18歳までを入れて子ども達のそれぞれの施策に関しての柱そのものを年齢層の関係で組み替えています。1期と対比させていくにしてもだいぶ違った部分はどこかに盛り込みながらということで、新たな2期の所を出していくということによってそれぞれ新しく求められてことだとか福生の方で枠組みの中で考えた時にこの事業を先ほど説明あったようなものというものも組み込まれていくということで行き

まずと全部で何事業になるのですか。また増えています。きちんと整理をされながら示されているということだろうと思うのです事業そのものに関してはそういう考え方でこのように配置しその事に対して虐待のことは別としてその他に関してこのようにしましたということがたいへんわかりやすく整理をしていただいて点検をしていただいてこういうようにしましたっていうことと言って頂いているのだとおもいます。それが事業そのものでその元の所はどういうようになっているというようなことが福生の全体の人口からアンケート調査の結果とかそういうようなことをふまえていくということできちんとそれが読み進めて行く所でその計画がどういようになされてきたのかなということが説得的に言うのですか文言読んでいく中で理解できるように改めて見直して頂くってことのためにもう少し時間を頂いているのだらうと思います。そういうことで行きますと今日こうやって頂いたものを私たちの側としては今ここで一緒に読みましょうって言うのはたぶん時間が足りないということがあるかと思いますが持ち帰って 11 日までの間にお読みいただいて会議録の関係は 11 月 7 日ですけれどもその時にでもこういうところがあるというのがあれば読んでいただいて持って来て頂いた方がいいのかなという感じがします。今日はこのことまでですよね。そうすると一期の計画とどういところが変わったのかっていうこともう一度その辺を説明していただくと今度のまとめの冊子になってはいるのですがその辺の味方ということについての言葉も少し見えてくるのかなという気がしないではないですけど年齢層が拡大したっていうことは 18 歳までをいれました。アンケート調査の対象ということでアンケートを前もって住民の方、お母さん達や保護者の方達にいただいた枠組みもう前と違っているところもあります。先ほどの福生の人口動態だとか社会状態だとかそういうようなことについてもしっかりとその辺のこの資料を基にしながら出してきて次の政策の関係と関連付けられるのかとということについてのことがあったわけなのですけれども対象の幅は 18 歳までということだと相当です。前は 10 歳までの時期もありました。12 歳までってというのは学童保育が後になって増えました。

事務局：計画を作りきったところで 27 年度からなってます

佐々会長：政府の方からも色々を出してきたということがいっぱいあってそのことを踏み入れた上で福生市としての子育ての第 2 期案は組むのにあたってということでアンケート調査の中に中学生も入ったのですよね。前中学生は入ってなかったです。

事務局：中学生も試作に入っはいたのですけれども中高生という言葉は今回強調するような形にはなっています。

佐々会長：子どもというのは児童福祉法では18歳までというように定められている最大までを入れて妊娠期からなっていますけれどもそこで組み換えられていること子どもに様々な面を切りながらそこでの施策が報じられているということになって元々事業数が大変細やかにあるものを改めて柱立てと言うのですかそういうことで再整理していただいてそこに組み入れて行って目標値というようなものをどういうようにして行きますかって言うのをアンケート調査いろんなことなかで0詰めてきたことが今度になるということです。大変丁寧にしてくださっていると思います元々何事業も持っていること自体がそれほど多くないです全部の自治体を入れればすごいですけれども東京の52自治体ですか26市と23区と3つの町です檜原村は省かせていただいたのですけれども檜原村はお子さん達が少なく住民が2700人高齢の方が多いというのがあるってそこに保育所やなんかもある程度あるということで東京都の子育てのそういう政策はどうなっているのだろうかということで52自治体を調べさせていただいたのですけれどもたくさん子どもたちについての事業をきちんと出していること自体が少ないのです。政府から第一期で求められた時、出してくださいって言われたのが13事業その量の見込みと確保できていますかとそのことに対してきちんと答えてくださいと最大級それはきちんと出してくださいというのが東京都経由で政府の方に繋がるように求められてきました。福生は第1期の計画もしっかりとあったように子どもっていうものをどう捉えているかということも含めてものすごい事業数があるわけです。アンケート調査をしてということで私が関係したところが2箇所ともが事業数思っていたところだったのでみんな持っているものかと思っていたのですけれども最低がその事をすれば一番求められていることを出してそれに対してそれぞれの区町村が行っていますよということが一番求められていることだからそれぞれの政策があるのでしょうかけれどもそれだけで済ませているように見えたところが一期計画の中では多かったです。それぞれの自治体のところでその後がどうなのかなということで中間年の見直しであるとか単年度でもどうであるとか進捗状況を報告するということが必要なのですけれども一応市民ではない側の方からするとホームページで見て行こうとするのですけれどもたどり着かないということも随分あってそういうことで行くと規模の大きさと言うか人口の人数が多いところはできないのかとか小さいからできるのかということだけではなくてやっぱりかまえだろうと思います。施策と言うかそういう子どもっていうのをどう位置づけていてどういうふうを考えていくのかと

いうところではないかなとことを思いました。共に進めていく中で福生市の福生はどういうように考えていくのかっていうことがしっかりとあって委員の皆様方の色々なご意見も組み入れられてきたということでそういうものがしっかりと出来た後で単年度とか中間年度とか点検評価をした上でさらに今回のその後5年間の政策をまとめていくということで新たに汲んできたわけです。そこに考え方として年齢幅のこと従前からのものを継続、展開的にするとしたら修正が必要だとしたらそこで組み替えをすとかというようなことを加えてやってきている現状だろうと思います。元になった考え方はどうしてそのような考え方を導き出したのか、それはどういうところからというのはもちろん求められてきますので、その辺の所の整理を少し、まだ課題としてこれでもいいと思いますというようにはお出しただけにくいものがまだあるということが現場にあるというお話でしたので、これでなんとか説明がつく資料を整えていただいて、それをきちんと11日にこのようにしましたと修正とかこの辺がまだ変わりました対応関係をおしめし頂けるものだと思いますのでそれを待たせていただくということでしょうか私たちには前もっていただいた資料では異なる部分でありますのでどの辺のところかもう少し検討しますということページ数で言うだけだと後の方が読んでいただけますのがあった方がいいのかなと思いますのでお示しいただくことは可能でしょうか。大まかなところで構いません。皆様方がそれぞれの背景をお持ちですので幼稚園関係でしたら幼稚園の所探って頂きながら学童だとか小学校のお子さんをお持ちだとかその先のこととか色々思いがあればその部分と関係するところきちんと丁寧に読み込んでいただくということは別に止めるものではありませんので是非ともそれはやっていただきたいのです。

事務局：今回の第2部の体調的などところと致しましては資料の2の素案をご覧くださいますと5ページをご覧くださいますか。1ページから5ページまでは子どもを取り巻く環境は国のデータ改正があったということで、5ページというのはここ最近の流れということになります。一番初めに児童福祉法の改正とありますのは児童虐待防止の関係それから子ども貧困対策に推進に関する法法律というのは今回の計画の中で新たにあげている分野になります。それから子ども若者育成支援推進法、こちらにつきましても1期には特に取り上げてなかったということになります。一番下は無償化ですので保育の関係幼稚園の関係となると思うのですけれどもそれに関してまして施策が資料2の素案の81ページから始まっております。全体にお送りした資料で今日お渡しした資料でこちらの案件につきましては特に変更はないところなのですけれどもただ私どもは新たに載せますのでこれで大丈夫でしょうかと言う非常に不安な気持ちで

載せております。81 ページの虐待のところですか、87 ページ下の方ですね
引きこもり対策 88 ページの子どもの貧困対策、こちらについてちょっと載せ
方としましては子どもの貧困対策という枠を作った形で記載をさせて頂いて
おります。その辺りで新たに出てきているところですのでご意見などがありま
したらお伺いできればと考えております。

佐々会長：改めて示していただいたのは今回初めてです。少しずつ話を伺っていた
と思うのですが一応枠の中でこれだけありますよというように細い事業とい
うものについておだしいたいたのは初めてです。その他のページございます
か 94 ページなどの育児休業取得率というようなことに関してはこういうよう
に生活指標ですかはっきりとわかる形で示されたのは初めてです。アンケート
調査の結果としては出ている事ありましたけれど。

事務局：94 ページの成果指標は二つとも第 1 期の成果指標を引き継いでおります。

佐々会長：男性の子育て参加の推進とか割と目立つような書き方がされているよう
に思います。96 ページ以降なのですけれども安心して子育てができる生活環境
の整備というところで行くと 97 ページの施策の 2 災害や犯罪という風なこと
での災害関係のことっていうことはこの間全国で大変なそれぞれの地域で大
変な被害が出ていたりしますがそういうのがこのところに当たりますか。安
全啓発ではないですよ。それは改めては記載事項はなしですか。

事務局：新たに追加してはいないです。

佐々会長：福生は被害状況がなかったのかもしれないと思いますが全国風水害をい
やというほど報道なので見せつけられているということがあったりするとこ
この地域はないかもしれないというようにするわけにはいかないということ
があるのですけれども、急に降って湧いたというわけではなくて何回も何回も
さらされているということだとすると初めてこんなに被害ことでは初めのこ
となのかもしれないと思うのですがそういう事にあってしまったというわけ
です今回ということだとここには入ってこないですか。

事務局：保育園や幼稚園や学校などでは避難訓練を行い保護者もそういったことを
行っているという状況はございます。こちらに具体的には上がっていないとこ
ろですけれど後は今回の大きな台風を経験して課題となっているのが今回は
土曜日だったわけですけれども保育園ですか学童クラブなどを運営するか

ですとか交通機関も計画運休といったような形でそれ自体が止まってしまうと言う大きな対応がございますので保護者の方の働く環境ですとかも変わってくるというところで台風などの事前に接近してくるある程度の予想が立てられる災害に対して子ども預かっている施設ですとかそういったところがどの辺の対応を取る必要があるのかということが今回の災害で課題になっているところではございます。

佐々会長：課題として受け止めて考えていきますとか、そういう 1 文でも入るのはあってもいいのかなとは直近のところで気づかされたことであるのですが、第 1 期の時にもハザードマップありますかとか聞いた時にすぐさま答えがなかった時期があるのです。持っておられたのですけれども審議会の中で繋がってそのことを事務局側からお出しいただくということに少し時間差があったという記憶があるのですけれど今直近のところで生々しい被害状況やその後の日常を取り戻していくための過程のあまりにも困難な道のりというものを自分たちに寄りかかってはいないけれどもという状況でするのでその辺をどう考えているのかという 1 文でも入るようなことがあるといいなと思います。入れるとしたら安心して子育てができる目標の 6 とかになるのかなと思うのですけれども、そういうようにしていただければ大丈夫でしょうか。前におだし頂いた部分の 101 ページ以降量の見込みと確保量のことに関しては前に了解をいただいています。それと他の所は多くの目で改めて見ていただいて合意は取れていると思うのですけれども改めていただくということで大丈夫かなと思います。最初の方の法的根拠とかは今さっきお話しいただいたということになりますけれども市の現状についてと言う 10 ページ以降のところそれぞれどういう出典にあたる部分何を使い福生市の現状をどのようにおさえていくかというようにところをきちんとした資料で示して頂いたりすると次につながっていくというように読み取って行けばいいということになります。その辺をもう一度見直して頂くというところがあるわけで。前のいただいた中で出典の表記上のこととかそういうのがバラバラとか同じ根拠であるのに記載事項の仕方が違っているということが見受けられましたのでその辺を整理して頂けるときちんとしたものになるのかなという思いはあります。今日はどの辺までやればよろしいのでしょうか。まとめるのは本当に大変だとは思いますが。新たなことが加わってきた中で福生市自体考え方の柱を組み立て直してこう言うというような考え方で整理をされて示されていてそれぞれその事業と方向性と事業内容を細やかに示していただいて改めて整理していただいたということになります。

事務局：繰り返しになりますが貧困ですとかですね。子ども若者対策のあたりはいかがでしょうかというところになります。

佐々会長：あまり資料としても出しにくいということがあって1期を計画する時に貧困ということでは生活保護をいらっしゃる方々の資料、お子さんをお持ちの方々の資料をお出しいただけますかとか母子相談今は一人親家庭そういうことでご相談する件数、件数というよりはどのような相談内容だったのかということについての相談の分類、経済的な理由とかDVを受けているとか相談している側の方が分類整理できるそういうものがあるとそれぞれのお子さんをお持ちのご家庭の中の悩み事ってということについてご相談を受けている最前線の方たちがどう分類してらっしゃるのかということが分かると福生の中の一部ですけれどもそういうことについてわかるのでもし可能でしたらその種類と件数をお出しくださいますかということはお願ひしたことはありました。全体の中での生活保護を受けている方々とお子さんをお持ちでそういう方々ということで行くと、どういう暮らし方をするかとか保育所の場合だと生活保護を受けてらっしゃる方はその費用は発症しないということがあるわけですけれども少し大きくなってきた時にどのようにということもあったりとするのでその辺お願いできますかということで組むのにあたってあまり明らかになりにくい個人情報的な子が特定されるような形ということではなくて教えていただけませんかという資料があると実態のいくつかは分かるかもしれないのでということでお願いをしました。そういうようなことを見ながら前のところでしたということはありません。ただその時には子ども自身が若者も自殺をするとか引きこもりのこととかどれほどあまり出ていなかったということがありますのでそこまでは行っていなかったかなと思うのです。昨今の動きということで行くと50、80問題というのがあります。そういうようなことも出てきていますし子ども自身の不登校から引きこもりフリースクールのような少しずつ出てきていきましたけれどもなかなか全国的に考えるゆとりはなかった時代だと思います。子どもの年齢層とかでずっと見た時に暮らし方や生き方やそういうことで求められる中というのが問われてくるのですからそういう面ではわかりやすいです。読んでくれるのが宿題でよろしいでしょうか。

事務局：締め切りが11月7日ですので、それと同様に。

佐々会長：期間が少し早まりますが今日は10月31日ですので一週間の間にお読みいただいてこのところとかこの辺どういう所っていうのがあればページ数を出していただきながら何番とか出して頂けるとありがたいです。よろしくお

願います。いつもは前もって資料を送り頂いているのです、ギリギリまで色々とお考えいただいて私たちの側からは頂いた資料を事務局の方はこのところをもう少し出典とか見極めたいと思いだったりするのでもう一度点検して下さったりすることがありますので前もって私たちの側に資料を送っていただくという事の時間的制約があると思います。時間的に事務局が縛られるということがありますので今回の資料を元にしながら7日までに出して頂いてそれでそちらもお気づきのところとかかなりおありですからその部分を見ていく 11 日の時にこれでかなり完成形ですと正解は白いところとか今日言っていただいたということがありますのでそういうような手順をとって行っていただくそういうように時間はおまかせをしてその日に頂いてしっかりしたものであればご説明をいただければ了解を取れると思うのです。その方が進め方としてはいいのではないだろうかと思うのですけれどもよろしいでしょうかではそのようにさせていただきます 11 日の日によろしく願います。次回のご案内をお願いします。

(3) その他

事務局：次回の審議会につきますてですが一斉に開催通知を皆様に送らせていただいておりますが次回の審議会は令和元年 11 月 11 日の月曜日に午後 2 時から予定しております。一棟 2 階の第 2 会議室で実施いたします。出欠につきましては 11 月 6 日水曜日の午後 3 時までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします以上でございます。

佐々会長：ありがとうございます。今日の会議は終わりです。よろしいでしょうか。では滞りなく済ませたということでありがとうございます。ご苦労様でした。